

全養協通信

平成20年11月27日 発行

全国社会福祉協議会 全国児童養護施設協議会

東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル

〒100-8980 TEL03-3581-6503 FAX03-3581-6509

<http://www.zenyokyo.gr.jp>

「全養協通信」は、全養協事務局から全国の児童養護施設に直送しています。

1. 「児童福祉法等の一部を改正する法律案」成立(11月26日)

◆ 廃案の法案と同じ内容で成立

通常国会で審議未了・廃案となった児童福祉法等の一部を改正する法律案は、同じ内容のまま、11月14日の衆議院本会議での採決に続き、11月26日の参議院本会議でも全会一致で可決され、成立しました。

なお、参議院厚生労働委員会では、各党派共同提案による附帯決議が提案され、参議院本会議において原案どおり附帯決議が付されました。

<附帯決議>

政府は本法の施行にあたり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一. 社会的養護を担う人材の確保と、その質の強化を図ること。
- 二. 児童養護施設等で生活する児童のプライバシーが十分に確保できるよう、施設整備の要件について検討すること。 右、決議する。

◆ 法律案の主な内容（社会的養護関連部分） 厚生労働省資料より

(1) 里親制度の改正（平成21年4月施行）

○養子縁組を前提とした里親と養育里親を区別し、養育里親の要件として一定の研修を修めることとする等、里親制度を見直す。

※併せて、養育里親について里親手当を引き上げる。

（現行 子ども1人につき3.4万円→ 1人目7.2万円 2人目以降3.6万円加算）

○都道府県の業務として、里親に対する相談・援助等の支援を行うことを明確化し、当該業務を一定の要件を満たすものに委託できることとする。

(2) 小規模住居型児童養育事業の創設（平成21年4月施行）

○要保護児童の委託先として、養育者の住居において要保護児童を養育する事業（ファミリーホーム）を創設する。

○養育者の要件等、事業に関する要件を定めるほか、都道府県の監督等必要な規定を設ける。

※事業に関し必要な要件として以下のような事項を検討

* 養育者の要件…里親として○人以上の子どもの○年以上受託した経験を有する者、児童養護施設等での養育経験が○年以上ある者等

* 人員配置、設備等…家事や養育の補助を行う者の確保等

(3) 要保護児童対策地域協議会の機能強化（平成21年4月施行）

○要保護児童対策地域協議会の協議対象を、養育支援がとくに必要である児童やその保護者、

妊婦に拡大するほか、要保護児童対策調整機関に、一定の要件を満たす者を置く努力義務を課す。

(4) 家庭支援機能の強化（平成 21 年 4 月施行）

- 児童相談所における保護者指導を、児童家庭支援センター以外の一定の要件を満たす者にも委託できることとする。
- 児童家庭支援センターについて、施設に附置される場合だけでなく、一定の要件を満たす医療機関やNPO等、地域で相談支援を行う機関が児童家庭支援センターになることを可能とする。

(5) 年長児の自立支援策の見直し（平成 21 年 4 月施行）

- 児童自立生活援助事業について、対象者の利用の申し込みに応じて提供することとするとともに、義務教育終了後の児童（18 歳未満）のほか、20 歳未満の支援を要する者を追加する等の見直しを行う。

(6) 被措置児童等虐待の防止（平成 21 年 4 月施行）

- 施設長、施設職員、一時保護所の職員、小規模住居型養育事業（仮称）を行なう者及び里親等が行う暴行、わいせつな行為、ネグレクトおよび心理的外傷を与える行為等を被措置児童等虐待と位置づける。
- 被措置児童等虐待を発見した者に通告義務を課すこと、被措置児童等虐待を受けた子どもが届出できること、通告や届出先に都道府県等のほか都道府県児童福祉審議会を定める。
- 都道府県等の職員は、都道府県等に通告をした者及び届出した子どもを特定させる事項を漏らしてはならないこととする。
- 通告、届出があった場合の事実確認や保護、施設の立入調査、質問、勧告、業務停止等の都道府県や都道府県児童福祉審議会が構すべき措置等を明確化する。
- 国は、被措置児童等虐待に関する検証・調査研究を実施し、都道府県は被措置児童等虐待の状況等について公表する。

(7) 社会的養護の提供体制（平成 22 年 4 月施行）

- 次世代育成支援対策推進法にもとづく都道府県行動計画に、社会的養護の提供体制に関する事項を記載事項として追加する。

2. 「第 62 回全国児童養護施設長研究協議会」が開催されました

(11 月 19～21 日)

◆社会的養護制度改革の動きの中で、養育のあり方を協議

全国児童養護施設協議会では、2008 年 11 月 19 日～21 日の 3 日間、高知県・高知市で「第 62 回全国児童養護施設長研究協議会」（以下、「大会」）を開催しました。

児童福祉法等一部改正案が国会で審議されている中、大会では、子どもの権利擁護をはかるための児童養護施設の運営・養育のあり方と、今後の展望について研究協議を行いました。

また本大会では、児童養護施設をめぐる状況と今後の展望に向けて、広く社会に訴えていくため、大会宣言を採択しました。

第 62 回全国児童養護施設長研究協議会 高知大会 宣言

世界人権宣言制定 60 周年の本年、また児童福祉法等一部改正や次世代育成支援対策の新たな枠組みの構築が国において進められようとしているなかで、私たちは「第 62 回全国児童養護施設長研究協議会」高知大会において次の決議をし、関係者はもとより広く社会へ訴えます。

一、私たちは、社会から負託された子どもたちの権利擁護を遵守し、自らの襟を正し、自己改革に努めます

相次ぐ報道にあるように、施設内での権利侵害防止への私たちの取り組みは不十分と言わざるを得ません。厚生労働省は「被措置児童等虐待防止対応ガイドライン(素案)」を示し、都道府県での対応を強化しようとしています。私たちは特別検討委員会を設置し、検証と対応を具体化させ、各都道府県段階および各児童養護施設において、確固たる意志のもとに児童の権利擁護をはかってまいります。

一、私たちは、引き続き最低基準の抜本的な改善を求めます

次世代育成支援対策は、国の宝であるすべての子どもたちを健全に育てることです。その意味において、児童養護施設等の入所児童こそ、心身ともに豊かに生まれ、日本の未来へつなげていくことが重要です。そのために社会的養護体制を強化すること、とりわけ子ども 1 人当たり 3.3 ㎡の居住面積、子ども 6 人に対し職員 1 人の職員配置基準(1 日 24 時間、365 日の対応)、施設最低基準の抜本的改善の実現を求めます。

一、私たちは、引き続き児童養護施設等の小規模化とケア単位の縮小を求めます

入所児童の 62%が被虐待の子どもたち、20%が障害のある子どもたちという状況からして、より個別的な養育とケアの質を高めるよう施設の小規模化、ケア単位の縮小が必要です。現状は施設の 7 割余が大舎制です。今後ともさらに小規模グループケア、地域小規模児童養護施設を定員内で柔軟に認めるとともに、1 施設 6 名まで・2 か所に限定することなく認める積極的な施策を求めます。

一、私たちは、国会で審議されている児童福祉法等一部改正法案の一日も早い施行を求めます。法改正は社会的養護制度改革の新たな始まりであり、国と地方公共団体の責任により実現されることを強く求めます

日本の未来である子どもたちのために、今、社会的養護施策の拡充がぜひとも必要です。改正法案による里親支援等の家庭的養護拡充、自立援助ホーム等自立支援策の充実をふまえ、各地で連携強化をすすめるとともに、国の財源投入により、地方公共団体とともに抜本的な改革を実現することを求めます。

さらに平成 21 年度は、地方公共団体による次世代育成支援後期行動計画策定の年です。社会的養護体制の具体的制度・事項を明示すべく、全力で取り組みます。

平成 20 年 11 月 21 日

全国児童養護施設協議会

◆来年度は宮城県で開催予定

来年度は、2009 年 10 月 28 日(水)～30 日(金)の 3 日間、宮城県内を会場として開催予定です。

3. 厚生労働省・児童養護施設へのタイムスタディ調査を実施

(12月以降実施予定)

◆ 配置基準・措置費算定基準の見直しを目的として実施

厚生労働省は、社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会において提言された施設機能の見直し（①現行の施設類型のあり方の検討、②子どもにとって必要なケアの質を確保するための人員配置基準の引き上げや、措置費の算定基準の見直しを含めたケアの改善に向けた方策の検討）を進めるため、3月に全国調査を実施し、10月31日に開催された同委員会において結果を報告しましたが、このたび、施設内で行われているケアの現状を詳細に調査・分析することを目的に、「施設機能見直しのための調査（タイムスタディ調査）」を行なうこととし、11月19日（全養協大会時）、家庭福祉課から全養協役員への説明と協力依頼が行われました。

◆ 積極的な協力をお願いいたします

説明では、専門委員会が出された意見をふまえて調査方法を見直したこと、全国で22か所の児童養護施設に、他計式（調査対象者とは別の方が計測）により2日間（平日1日・休日1日）、勤務時間中の職員の子どもへの養育等提供状況について1分刻みの調査を行なうこと、また調査対象施設は、3月に実施された調査結果をふまえ、施設形態・規模・地域等バランスを考慮し、厚生労働省で選定することが説明されました。

また、乳児院、母子生活支援施設等、他の社会的養護関係施設に対しても、同様の調査が実施される予定です。

今後のケアのあり方と必要な人員配置、措置費の算定のあり方についての貴重なデータとなる本調査について、対象候補となった施設には、ぜひ実態のありのままを（たとえば、労基法等に沿わない就労等）記載し、積極的な調査への協力をお願いいたします。

4. (株)ジャパンエナジー、奨学助成の原資として

全社協に2,300万円を寄付(11月14日)

◆ 6年目を迎える「JOMO奨学助成事業」の原資として活用いたします

11月14日、株式会社ジャパンエナジー（JOMO）が社会貢献活動として長年にわたり取り組んでいる「JOMO童話賞」の授賞式が開催され、全社協に2,300万円の寄付金が贈呈されました。

第39回目を迎えた「JOMO童話賞」は、毎年「心のふれあい」をテーマに一般公募によりオリジナル創作童話を募集し、入賞作品を「童話の花束」という一冊の本にまとめて、全国の社会福祉施設等に寄贈しています。さらに「童話の花束」は、全国JOMO会（JOMOステーションを運営している特約店の全国組織）全国LPガスJOMO会（LPガス特約店の全国組織）等が買い上げられ、その売上金のすべてを「JOMO童話基金」に組み入れ、毎年社会福祉法人 全国社会福祉協議会に寄付いただいています。

「JOMO奨学助成事業」は、この寄付金をもとに児童養護施設、母子生活支援施設、里親家庭の児童を対象に実施しており、平成20年度で6年目を迎えます。

平成20年10月「全国社会福祉協議会100周年感謝のつどい」においては、本事業をはじめ株式会社ジャパンエナジーの長年の児童福祉にかかわる社会貢献活動に対して、感謝状を贈呈させていただきました。

◆JOMO奨学助成事業、12月下旬をめどに案内

本年度の「JOMO奨学助成事業」にかかわる実施要項は、12月下旬をめどに、全国の児童養護施設に直接ご案内いたします。対象となる方に、ぜひご活用をはかられるようお願いいたします。なお、実施要綱・申込用紙は全養協ホームページにも掲載いたします。

5. 「全国児童養護施設中堅職員研修会」を開催します

(平成21年1月14日～16日)

すでに各施設には「開催要綱・参加申込書」をお送りしております。全養協では、全国児童養護施設中堅職員研修会を標記日程で開催します。

昨年に引き続き、研修ではコーディネーターとして児童養護施設の現職職員を迎え、より実践的なプログラムでスーパービジョンの実際を学びます。児童養護施設の中堅職員がどのような役割を意識し、日々の実践につなげていくべきかを、具体的かつ体験的に学ぶことができます。また、「国立オリンピック記念青少年総合センター」(東京都渋谷区)を会場に、充実した研修環境で学んでいただくことができます。

全養協ホームページに研修会開催要綱・申込書を掲載していますので、ぜひ参加をご検討ください。

6. 「ファミリーソーシャルワーク研修会」を開催します

(平成21年1月22日～23日)

全社協では、次の日程・会場にて、ファミリーソーシャルワーク研修会を開催します。なお、内容等の詳細は12月中旬頃に各施設にお送りする開催要綱を参照ください。

日 時	平成21年1月22日(木)～23日(金)
会 場	全社協・灘尾ホール(東京都千代田区) 他